



宮 崎 県 公 報

平成22年 7 月 3 日（土曜日） 号外 第70号

発行・印刷 宮 崎 県

宮崎市橋通東 2丁目10番 1号

発行 定 日 毎週月・木曜日

購読料（送料共） 1年 36,000円

目 次

頁

告 示

○家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更 -----（畜産課） 1

告 示

宮崎県告示第 437号の3

家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更（平成22年宮崎県告示第437号の2）を次のとおり変更する。

平成22年 7 月 3 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 搬出を制限する区域

(1) 搬出を制限する家畜の種類

牛、水牛、めん羊、山羊、豚、しか及びいのしし（生体に限る。）

(2) 搬出を制限する物品

病原体をひろげるおそれのある物品

(3) 搬出を制限する区域

平成22年宮崎県告示第 437号の2の1の(3)に掲げる区域から、以下の区域を除いた区域とする。

ア 日向市大字富高の一部（汐谷崎、中原、小松崎、岩崎、新開、釜蓋、川添、横道、塚本、永菖蒲、上切畑、下切畑、上鷹巣、下鷹巣、太田、黒象、釜八重及び春町を除く。）

イ 門川町全域

ウ 美郷町南郷区水清谷の一部（洗場、南川、折立、赤木、囲ヒ及び久保）、西郷区田代の一部（横山、西ノ八峡、扇山、鳩尻、宮ノ平、岩下、ヒシリ瀧、赤木、山ノ口、山ノ川内、澤水、立野々原、漆ノ越、仮迫、田ノ原、圃ノ平、下之小川、上之小川、弓場之元、下峯地、中峯地、小川田、小川田ノ平、構谷、弥太郎屋敷、小谷、ウトノ迫、毛上ヶ谷、桑舟谷、尾澤、上之原、後内、小川内、日陰谷、横ノ鶴、椎久保及び横谷を除く。）、西郷区立石、西郷区小原の一部（橋ヶ谷、か以の木、赤木、道の戸、藤の木、善治瀧、下の平、小笹木、は祢田、黒澤、坂の下、小笹木の平、大圓、宮ノ上、戸崎、木の下、下り、志ふが尾、落の尾、萩の越、セリ平、坪谷の吐、こや志、熊澤、上の園、笹陰、木澤田、井川の元、うけ場の元、市の内、川戸口、は以川、論田畑、横谷、よこ以場、山の越、古田、日の陰及びすだの尾）、北郷区宇納間の一部（中原、中原前、羽子場、大原、甲田、平田、汐、平山、西野々、宗四郎、垂門、米花、今別府、櫻ノ森、織田、坂元、造次郎、椎矢谷、力石、山口、九郎造、長野、尾田ノ原、竹ノ原、板屋、田谷、岩下、龍之元、中角、下角、吉田、向宇納間、奥柵、細宇納間、御堂原、池之原、琵琶原、廣野、高鼻、秋元、松ヶ原、塔野原、小田、鹿猪谷、小園、板

木及び赤二田）、北郷区入下及び北郷区黒木の一部（日平、アイノ内、尾平、小久保、舟方、ヨリキ、板ヶ原、小原、ホコノサコ、所野、沖ノ園、田ノ畑、石原、芝原、小屋ノ谷、トサキ、ウノス、黒瀬、アカリ、ウドノロ、イヌイカクラ、猫ノ越、下モノ前、飯谷、ウセ田、檜木田、コノノタイラ、ヤキウ、畑ノシリ、日渡、山ノ木浦、松葉、尾ノ花、トウノ原、エラ、アラ田、深田ノ原、詰ノ谷、アマゴノ原、ソグ田、ソウ谷、玉カツラ、赤木谷、菅ノ谷、トン谷、シメ山、中ノ瀬、クロンゴ、日野及び土々呂）

エ 延岡市赤水町、鯛名町、妙見町、櫛津町、土々呂町1丁目、土々呂町2丁目、土々呂町3丁目、土々呂町4丁目、土々呂町5丁目、土々呂町6丁目、上伊形町、伊形町、下伊形町、石田町、南一ヶ岡1丁目、南一ヶ岡2丁目、南一ヶ岡3丁目、南一ヶ岡4丁目、南一ヶ岡5丁目、南一ヶ岡6丁目、南一ヶ岡7丁目、松原町1丁目、松原町2丁目、松原町3丁目、松原町4丁目、新浜町1丁目、新浜町2丁目、北一ヶ岡1丁目、北一ヶ岡2丁目、北一ヶ岡3丁目、北一ヶ岡4丁目、旭ヶ丘1丁目、旭ヶ丘2丁目、旭ヶ丘3丁目、旭ヶ丘4丁目、旭ヶ丘5丁目、旭ヶ丘6丁目、塩浜町2丁目、塩浜町3丁目、塩浜町4丁目、小野町の一部（早稲田、一丁田、釈迦地、高町、荒田、矢櫃、大谷、寺畑、寺畑谷、石田、唐木、冷尻、阿部ヶ内、屋敷ヶ内及び金糞）、下三輪町の一部（中畑、伊山、松ノ元及び青古城）、中三輪町の一部（中島、大野及び下檜谷）、上三輪町の一部（檜谷、山ノ口、小切畑、上ノ鶴、伊原及び小田）、北方町笠下区及び北方町川水流区の一部（吉野越）

2 移動を制限する区域

(1) 移動を制限する家畜の種類

牛、水牛、めん羊、山羊、豚、しか及びいのしし

(2) 移動を制限する物品

病原体をひろげるおそれのある物品

(3) 移動を制限する区域

平成22年宮崎県告示第 437号の2の2の(3)に掲げる区域から、以下の区域を除いた区域とする。

ア 日向市大字幸脇、美々津町の一部（川尻、南石並、北石並、新町、崎田町、下町、立岩通、中町、上町、中島、上別府、中別府、西別府、沖別府、黒岩、房ノ下、本行房、上ノ瀬、風原、九日田、天神原、天神面、原口、腰越、美山ヶ辻、大丸、田代ヶ原、鶴田、余瀬、関渡、赤落、深田、南谷、北谷、井手口及びナカハル）、大字塩見、大字平岩、南町、中町、本町、上町、都町、北町、春原町、原町、鶴町、向江町

、高砂町、新生町、永江町、江良町、伊勢ヶ浜、古田、大王町、尾達山、山下町、汐谷崎、大字富高、大字財光寺、大字日知屋の一部（半蔵ヶ下、山ノ口、前サガリ、中屋敷、大迫及びナゴラを除く。）、大字細島の一部（平場を除く。）、東郷町山陰乙の一部（松ノ下、横瀬、上ノ原、久保畑、追田、下ノ原、崎山、日ノ平、藤ノ木、鳥川、竹ノ本、太田、広瀬、宮ヶ原、桂原、出口、間溝、広瀬田、中ノ原、岩金及び上ノ水流）、東郷町山陰丙、東郷町山陰丁の一部（山下、幸崎、毛牛草山、久居原、萩ノ小原、野々崎、壺ノ股、轟、西ノ内及び黒山谷）、東郷町山陰己、東郷町山陰辛、東郷町山陰庚及び東郷町八重原追野内

イ 門川町大字川内の一部（長原、土々呂平、山中、仁王平、論田、甲ノ口、松ヶ原、赤木、芹ノ谷、字登木股、江子、板箇野、壺本松、小谷、阿仙原、下り谷、下大池、中ノ内、鳶ノ巣及び松ヶ平）及び大字門川尾末の一部（分蔵、分蔵下中須、新城、山野尻、柳ノ瀬及び上柳ノ瀬）